

第 20 回

定時株主総会 招集ご通知

■ 日時

2022年3月25日（金曜日）午前11時
（開場：午前10時30分）

■ 場所

東京都港区六本木一丁目4番5号
アークヒルズサウスタワー5階
株式会社ネクソン株主総会会場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防のため、健康状態にかかわらず、当日の本株主総会へのご出席をお控えいただき、議決権行使書の郵送でのご返送又はインターネット等の電磁的方法による議決権行使のご検討をお願い申し上げます。今後、感染拡大の状況等により、開催場所やその他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトにてご確認賜りますようお願い申し上げます。



株式会社ネクソン

証券コード：3659

証券コード 3659

2022年3月9日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目4番5号
株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代表取締役社長 オーウエン・
マ ホ ニ ー

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って2022年3月24日（木曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前11時（開場：午前10時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木一丁目4番5号
アークヒルズサウスタワー5階 株式会社ネクソン株主総会会場
3. 目的事項
報告事項 1. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、事業報告の記載事項たる、新株予約権等の状況、取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>) に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本株主総会招集ご通知の提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした各書類の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(<https://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>)

新型コロナウイルス感染防止への対応につきましては、次頁をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主総会の開催にあたり、当社の新型コロナウイルスによる感染防止に向けた対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

【当社の対応について】

- ・当社取締役及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・本株主総会会場において、新型コロナウイルス感染防止のため、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面又は電磁的方法（インターネット等）もごございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。（詳しくは次頁をご参照ください。）

【来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入り口付近にアルコール消毒液を準備いたしますので、ご入場の際必ず消毒いただきご入場願います。
- ・感染予防のため、会場内では必ずマスクの着用をお願い申し上げます。
- ・受付付近で検温をさせていただき、発熱が認められる方、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新いたしますので、当社ウェブサイトにてご確認いただければ幸いに存じます。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年3月25日（金曜日）
午前11時（開場：午前10時30分）
開催場所 アークヒルズサウスタワー5階
株式会社ネクソン株主総会会場

※「招集ご通知」をお持ちください。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会にご出席されない場合

● 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記載のうえ、ご返送ください。

● 賛否の記載のない場合、会社提案について「賛」の記載があったものとして、お取り扱いいたします。

● 第2号議案及び第3号議案で、一部の候補者について異なる意思を表示される場合
⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、当該候補者の番号をご記載ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後7時到着分まで

● インターネット等の電磁的方法による議決権行使



次頁の「電磁的方法による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後7時受付分まで

電磁的方法による議決権行使のご案内

インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. パソコン及び携帯電話をご利用の方

パソコン及び携帯電話をご利用の方はインターネットによる議決権行使として、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. スマートフォンをご利用の方

スマートフォンをご利用の方は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームにご登録されている場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことも可能です。

4. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 電磁的方法により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、**2022年3月24日（木曜日）午後7時まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、電磁的方法によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたしま

す。

(4) 議決権行使ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

6. システムに係る条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイトに掲載されている「インターネットによる議決権行使について」に記載されたシステムに係る条件をご確認ください。

7. パソコン、携帯電話及びスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン、携帯電話及びスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的事項の追加

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(17)＜条文省略＞ ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ (18) ＜条文省略＞	(目的) 第2条 <現行どおり> (1)～(17)＜現行どおり> <u>(18)遊戯設備を備える施設の企画および経営</u> <u>(19)イベントの企画および運営</u> <u>(20)飲食店業</u> <u>(21)＜現行どおり></u>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p><新設></p>	<p>附則</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前の定款第16条の規定の削除および変更後の定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条の規定はなお効力を有するものとする。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月経過した日のいずれか遅い日後に、自動的に削除されるものとする。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、反対意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
1	オーウェン・マホニー (1966年12月28日) 再任	2000年11月 Electronic Arts Inc. 主席副社長就任 2009年9月 Outspark Inc. 代表取締役就任 2010年8月 当社最高財務責任者就任 2010年9月 当社取締役就任 2010年11月 当社管理本部長就任 2012年3月 NEXON Korea Corporation 取締役就任 2012年7月 株式会社インブルー 取締役就任 2012年8月 Nexon America Inc. 取締役就任 2013年1月 株式会社loops 取締役就任 2014年3月 当社代表取締役社長就任（現任） 2015年6月 トランス・コスモス株式会社 取締役就任 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	952,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	う え む ら し ろ う 植 村 士 朗 (1970年12月31日) 再 任	2000年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2003年 9月 パシフィックゴルフマネジメント株式会社入社 2004年12月 パシフィックゴルフグループインターナショナル ホールディングス株式会社 (現PGMホールディン グス株式会社) 入社 2011年 7月 当社入社 2014年 3月 当社最高財務責任者兼経営管理本部長就任 2014年 3月 株式会社gloops取締役就任 2014年 3月 株式会社インブルー取締役就任 2015年 3月 当社代表取締役就任 (現任) 2016年 4月 Nexon America Inc.取締役就任 (現任) 2016年 4月 NEXON M Inc.取締役就任 2016年 4月 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役就任 (現任) 2016年 9月 NEXON Europe GmbH取締役就任 2020年 1月 株式会社gloops代表取締役社長就任 2021年10月 当社最高財務責任者兼管理本部長就任 (現任) 2021年10月 Nexon Studios, Inc.取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) Nexon America Inc.取締役 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役 Nexon Studios, Inc.取締役	155,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
3	パトリック・ ソダーランド (1973年9月27日) <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">再任</div>	2000年1月 Digital Illusions Creative Entertainment Chief Executive Officer就任 2006年10月 Electronic Arts Inc. Vice President & General Manager就任 2013年9月 Electronic Arts Inc., EA Worldwide Studios Executive Vice President就任 2018年4月 Electronic Arts Inc. Chief Design Officer就任 2018年11月 Sicalis AB 取締役就任 (現任) 2018年11月 Embark Studios AB Chief Executive Officer就任 (現任) 2019年1月 Fractal Gaming Group AB 取締役就任 (現任) 2019年3月 当社社外取締役就任 2019年7月 当社取締役就任 (現任) 2019年11月 Ortalis Group AB 取締役就任 (現任) 2020年6月 Hexagon Aktiebolag 取締役就任 (現任) 2020年8月 Surmount Together AB 取締役就任 (現任) 2021年8月 Ortalis Holding AB 取締役就任 (現任) 2021年11月 CoFounded Kapital AB 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) Sicalis AB 取締役 Embark Studios AB Chief Executive Officer Fractal Gaming Group AB 取締役 Ortalis Group AB 取締役 Hexagon Aktiebolag 取締役 Surmount Together AB 取締役 Ortalis Holding AB 取締役 CoFounded Kapital AB 取締役	5,472,694 株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 株数
4	ケビン・メイヤー (1962年4月25日) 再任 社外 独立役員	1993年4月 The Walt Disney Company入社 2000年2月 Playboy.com Chief Executive Officer就任 2000年9月 Clear Channel Interactive Chairman and Chief Executive Officer就任 2002年2月 L.E.K Consulting入社 2005年6月 The Walt Disney Company Executive Vice President就任 2005年10月 The Walt Disney Company Chief Strategy Officer就任 2018年3月 The Walt Disney Company Chairman of Direct-to-Consumer & International就任 2020年5月 TikTok Ltd. Chief Executive Officer就任 ByteDance Ltd. Chief Operating Officer就任 2020年10月 Smash Ventures Venture Partner/Partner 就 任 (現任) 2020年12月 New Mountain Capital/Tinuity Executive Director就任 2021年3月 DAZN Group Limited Chairman就任 (現任) 2021年3月 Forest Road Acquisition Corp. II Co-CEO, Co-Chairman of Board of Directors 就任 (現任) 2021年3月 当社社外取締役就任 (現任) 2021年4月 Tinititi, Inc. 取締役就任 (現任) 2021年6月 Beachbody, LLC. 取締役就任 (現任) 2021年8月 Candle Media (fka Aventine, LLC) Co-CEO, 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) Smash Ventures Venture Partner/Partner DAZN Group Limited Chairman Forest Road Acquisition Corp. II Co-CEO, Co-Chairman of Board of Directors Tinititi, Inc. 取締役 Beachbody, LLC. 取締役 Candle Media (fka Aventine, LLC) Co-CEO, 取締役	一株

(参考)

取締役候補者のうち、オーウェン・マホニー、植村士朗、パトリック・ソダーランド及びケビン・メイヤーの各氏は、「第20回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」1頁乃至2頁記載の新株予約権を保有しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ケビン・メイヤー氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. (1) オーウェン・マホニー氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたりゲーム業界に従事しており、その経験や企業経営・財務・会計・戦略面での豊富な知見により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大を期待したものであります。
(2) 植村士朗氏を取締役候補者とした理由は、長年の経験から特に財務に関する知見に優れており、当社最高財務責任者としての観点から、日本及び海外における管理体制の充実を図ることを期待したものであります。
(3) パトリック・ソダーランド氏を取締役候補者とした理由は、ゲーム業界における戦略的な活動に関する知識や経験により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大への貢献を期待したものであります。
(4) ケビン・メイヤー氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割は、エンターテインメント業界において戦略及び経営企画のトップとして数々の成功を収められており、その豊富な経験実績と幅広い知見により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大への躍進に寄与していただくとともに、当社の経営を監督していただくことを期待したものであります。
4. ケビン・メイヤー氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、ケビン・メイヤー氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。ケビン・メイヤー氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、オーウェン・マホニー氏、植村士朗氏、パトリック・ソダーランド氏及びケビン・メイヤー氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する旨の補償契約を締結しております。オーウェン・マホニー氏、植村士朗氏、パトリック・ソダーランド氏及びケビン・メイヤー氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者として、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。オーウェン・マホニー氏、植村士朗氏、パトリック・ソダーランド氏及びケビン・メイヤー氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る取締役候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
1	アレクサンダー・ イオシロビッチ (1975年1月12日) 新任 社外	1998年6月 Donaldson, Lufkin & Jenrette入社 2000年11月 Credit Suisse First Boston入社 2001年10月 Liberty Media Corporation入社 2004年4月 Bank of America Securities LLC入社 2007年6月 Lehman Brothers Holdings Inc. Head of US Media Investment Banking/Managing Director就任 2008年9月 Barclays Capital (現 Barclays Corporate and Investment Bank) Head of US Media Investment Banking/Managing Director就任 2014年10月 Deutsche Bank AG Head of Media Investment Banking Americas/Managing Director就任 2019年6月 UBS Securities LLC Head of Media Investment Banking Americas/Managing Director就任 2021年7月 NXC Corporation Global President and Chief Investment Officer就任 (現任) 2021年7月 Alignment Growth Management, LLC Partner就任 (現任) (重要な兼職の状況) NXC Corporation Global President and Chief Investment Officer Alignment Growth Management, LLC Partner	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 株 数
2	ほ ん だ さ と し 本 多 慧 (1947年9月29日) 再 任 社 外 独 立 役 員	1971年 7月 日本ビクター株式会社入社 1992年 6月 ビクターエンタテインメント株式会社取締役就 任 1992年 12月 エレクトロニック・アーツ・ビクター株式会社 (現エレクトロニック・アーツ株式会社) 代表取 締役就任 1995年 11月 コンピューターエンターテインメントソフトウ ェア協会 (現一般社団法人コンピューターエン ターテインメント協会) 監事就任 1998年 8月 アイドス・インタラクティブ株式会社代表取締 役就任 2009年 12月 株式会社スプライン・ネットワーク取締役就任 2010年 11月 Software Imaging Technology Limited 取 締 役 就任 2012年 3月 当社社外取締役就任 2018年 3月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 株 数
3	く に や し ろ う 国 谷 史 朗 (1957年2月22日) 再 任 社 外 独 立 役 員	<p>1982年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所</p> <p>1987年7月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>1997年6月 サンスター株式会社監査役就任</p> <p>1999年6月 公益財団法人田附興風会北野病院監事就任 (現任)</p> <p>2002年4月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員就任 (現任)</p> <p>2006年6月 日本電産株式会社監査役就任</p> <p>2009年6月 一般財団法人日本商事仲裁協会理事就任 (現任)</p> <p>2011年4月 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事就任 (現任)</p> <p>2011年4月 環太平洋法曹協会 (IPBA) 会長就任</p> <p>2012年3月 当社社外取締役就任</p> <p>2012年6月 株式会社荏原製作所取締役就任</p> <p>2013年6月 武田薬品工業株式会社監査役就任</p> <p>2013年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役就任</p> <p>2016年6月 武田薬品工業株式会社取締役 (監査等委員) 就任</p> <p>2018年3月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p>2019年6月 武田薬品工業株式会社社外取締役就任 (現任)</p> <p>2020年4月 公益財団法人京都大学IPS細胞研究財団監事就任 (現任)</p> <p>2021年6月 東亜建設工業株式会社社外取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 武田薬品工業株式会社社外取締役 公益財団法人京都大学IPS細胞研究財団監事 東亜建設工業株式会社社外取締役</p>	28,000株

(参考)

監査等委員である取締役候補者のうち、本多慧及び国谷史朗の両氏は、「第20回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」2頁記載の新株予約権を保有しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. アレクサンダー・イオシロビッチ氏、本多慧氏及び国谷史朗氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は本多慧氏及び国谷史朗氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

3. (1) アレクサンダー・イオシロビッチ氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割は、米国ニューヨーク州を拠点にこれまで多彩な国際的な投資銀行業務に携わってきた経験及び事業会社の経営に関する高い分析能力と経験に基づき、監査等委員として、当社の経営活動について有益な助言と指導をしていただくことを期待したものであります。
 - (2) 本多慧氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割は、ゲーム業界における経営者としての知見及び豊富な経験に基づき、監査等委員として、当社の経営を監督及び監査していただくことを期待したものであります。
 - (3) 国谷史朗氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割は、弁護士としての知見に基づき、監査等委員として、特にコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの強化に貢献していただくことを期待したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも10年であります。
 5. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも4年であります。
 6. 当社は、アレクサンダー・イオシロビッチ氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。
 7. 当社は、本多慧氏及び国谷史朗氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。本多慧氏及び国谷史朗氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 8. 当社は、アレクサンダー・イオシロビッチ氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する旨の補償契約を締結する予定であります。
 9. 当社は、本多慧氏及び国谷史朗氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償する旨の補償契約を締結しております。本多慧氏及び国谷史朗氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 10. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者として、被保険者である監査等委員である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。アレクサンダー・イオシロビッチ氏、本多慧氏及び国谷史朗氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案に係る監査等委員である取締役候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

参考

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者及び監査等委員である取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

氏名	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	ゲーム開発	ブランド・マーケティング	新事業開発	国際ビジネス
オーウェン・マホニー	●	●				●	●
植村 士朗	●	●				●	●
パトリック・ソダーランド	●			●	●	●	●
ケビン・メイヤー	●				●	●	●
アレクサンダー・イオシロビッチ (監査等委員)		●				●	●
本多 慧 (監査等委員)	●				●	●	●
国谷 史朗 (監査等委員)			●				●

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

取締役会メンバーの多様性について

当社は、会社の持続的な成長及び企業価値の向上のために取締役会を構成するメンバーの多様性の確保が重要だと考えております。

ただし、そのための本質的な多様性とは、性別、人種、国籍などの属性に基づいたもの（すなわち、デモグラフィック型の多様性）ではなく、人材が持つ多様な能力、技術、経験、価値観、考え方（すなわち、タスク型の多様性）です。このようなタスク型の多様性にあふれる人材を取締役に確保することにより、人材の同質化を防ぎ、議論の活発化や新しいアイデアが生まれる可能性が高まると確信しており、これこそが企業の持続的な成長や価値向上に寄与するための、あるべき人材の多様性の姿だと思料しております。この考え方は、取締役会メンバーに限らず、それ以外の従業員についても妥当するものです。

本定時株主総会における取締役の選任議案（第2号議案及び第3号議案）において女性候補者が一人も含まれておりませんが、当社は、特定の性別や国籍などの違いによる比率その他の具体的数値目標は持たず、タスク型の多様性の確保、浸透を徹底していく所存です。なお、デモグラフィック型の多様性の面について付言いたしますと、今回の取締役候補者は全て男性で女性を含みませんが、国籍の面では日本（3名）、米国（3名）、スウェーデン（1名）と日本人以外の候補者が過半数を占めております。また、蛇足かもしれませんが、候補者の選定にあたり、当社の経営に貢献できると確信する一人の優秀な海外経営者（女性）に対して当社取締役への就任の打診を行いました。多忙等を理由に固辞されたこととお知らせしておきます。

デモグラフィック型の多様性とタスク型の多様性の区分については、入山章栄著「世界標準の経営理論」の『第20章 認知バイアスの理論』を参照ください。

第4号議案 当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

本新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績と、当社グループ役職員の受ける利益とを一致させることができます。これにより、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることができ、また、グローバルな視点で優秀な人材を確保することができます。

昨今、世界中の全ての地域において優秀な人材に対する獲得競争が極めて激しくなっております。優秀な人材の獲得には、企業自体や事業内容の魅力を高める必要があることは言うまでもありませんが、報酬の面で十分に競争力を持つことも重要です。そのような報酬を考えると、金銭報酬に加えストック・オプション等の株式報酬を提供することが標準となっています。当社は、2021年末現在において、発行済株式数に対して約3.7%の新株予約権（自己新株予約権を除く）を発行済みですが、本議案において、これに加えて今後1年間に約3.1%の新株予約権をストック・オプションとして発行することにつきご承認をお願いするものです。競争の激しいゲーム業界にあって成長を続ける当社にとって、既存の新株予約権と合わせて6.8%に相当する希薄化は、妥当な範囲にとどまるものと思料いたしております。

さらに、本新株予約権の付与契約において、役職に応じた権利行使の条件を規定するため、中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式28,000,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

(2) 発行する新株予約権の数

28,000,000個を上限とします。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とします。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行います。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間とします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある

場合はこの限りではありません。

(7) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(8) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(11) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定めることとします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国や中国といった一部の国々においては回復傾向となったものの、新型コロナウイルスの変異株が急激な拡がりを見せており、ワクチン接種が進んでいる欧米諸国においても感染が拡大傾向にあることから、依然として収束見通しは立たず、経済へ及ぼす影響も不透明な状況が続きました。わが国経済においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して断続的に緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が発令され、行動制限や営業自粛など、景気の回復に予断を許さない状況が続きました。

このような状況の中、地域により多少状況は異なったものの、当社グループ全体では事業に大きな影響を受けずに、引き続きPCオンライン事業及びモバイル事業を展開し、ユーザーの皆様楽しんでいただける高品質なゲームの開発、コンテンツの獲得、新規ゲームタイトルの配信に努めるとともに、既存ゲームタイトルのアップデートを推し進めてまいりました。具体的には、(i)大規模マルチプレイヤーオンラインゲームへの注力、(ii)PC、コンソール及びモバイル等、あらゆるプラットフォームでのサービス提供、(iii)自社IPの活用、(iv)特別に価値のある新規IPへの投資、を集中戦略として設定し、グローバル事業の成長に取り組んでまいりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上収益は274,462百万円(前期比6.3%減)、営業利益は91,541百万円(同17.9%減)、税引前当期利益は135,472百万円(同25.2%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は114,888百万円(同104.4%増)となりました。

報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 日本

当連結会計年度の売上収益は5,042百万円（前期比16.8%増）、セグメント損失は11,939百万円（前期は4,338百万円の損失）となりました。

ロ. 韓国

当連結会計年度の売上収益は250,127百万円（前期比6.2%減）、セグメント利益は109,191百万円（同13.9%減）となりました。韓国セグメントの売上収益には、子会社であるNEXON Korea Corporationの傘下にあるNEOPLE INC.の中国におけるライセンス供与に係るロイヤリティ収益が含まれます。

ハ. 中国

当連結会計年度の売上収益は3,150百万円（前期比3.0%増）、セグメント利益は1,680百万円（同11.2%減）となりました。

ニ. 北米

当連結会計年度の売上収益は14,904百万円（前期比11.9%減）、セグメント損失は175百万円（前期は1,263百万円の損失）となりました。

ホ. その他

当連結会計年度の売上収益は1,239百万円(前期比37.0%減)、セグメント損失は4,902百万円(前期は2,821百万円の損失)となりました。

なお、地域別売上収益（顧客の所在地を基礎とし国又は地域に分類した売上収益）は、韓国154,683百万円（前期比6.2%減）、中国73,595百万円（同9.4%減）、日本10,469百万円（同0.5%増）、北米及び欧州18,668百万円（同6.0%減）、その他17,047百万円（同3.2%増）となりました。

当 連 結 会 計 年 度		
地 域	金 額	構 成 比
韓 国	154,683百万円	56.4%
中 国	73,595	26.8
日 本	10,469	3.8
北米及び欧州	18,668	6.8
そ の 他	17,047	6.2
合 計	274,462	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、5,185百万円であります。

その主な内訳は、ゲームの使用料に関する長期前払費用194百万円、PCオンラインゲーム及びモバイルゲーム運営用設備（サーバー設備等）1,274百万円、自社利用ソフトウェア（ゲーム関連等）503百万円及びIFRS第16号の適用により計上した使用権資産3,140百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当連結会計年度において、Brothers International, LLCの持分38.1%を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2018年 12月期)	第 18 期 (2019年 12月期)	第 19 期 (2020年 12月期)	第 20 期 (2021年 12月期)
売 上 収 益 (百万円)	253,721	248,542	293,024	274,462
営 業 利 益 (百万円)	98,360	94,525	111,450	91,541
税 引 前 当 期 利 益 (百万円)	117,444	121,968	108,171	135,472
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	107,672	115,664	56,220	114,888
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	121.03	129.34	63.57	128.91
資 産 合 計 (百万円)	649,998	719,088	862,161	986,632
資 本 合 計 (百万円)	565,477	631,131	720,445	845,893
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	620.91	702.59	800.35	939.19

- (注) 1. 当社は指定国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。
2. 基本的 1 株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。当該発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
3. 1 株当たり親会社所有者帰属持分は、親会社の所有者に帰属する持分を当期末発行済普通株式総数で除して算定しております。当該発行済普通株式総数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
4. 2018年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的 1 株当たり当期利益及び 1 株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

NXC Corporationの保有株式数は、2021年12月31日現在、253,262千株（議決権比率28.4%）であり、間接所有割合を含めても、同社は、会社法及び金融商品取引法上、当社の親会社ではなくなっております。

2021年12月31日現在、NXC Corporationは、当社の主要株主である筆頭株主ですが、投資事業その他当社グループの主力事業であるオンラインゲーム事業と関連のない事業を行っております。また、NXC Corporationが保有している日本地域における社名商標「NEXON」については、同社と当社との間で、商標権使用許諾契約を締結し、当社から同社に使用料を支払うことを合意しておりますが、使用料における支払金額は当社の売上高に対して一定の比率で算出された金額になっております。なお、同社とは、当社が社名商標「NEXON」の使用許諾契約の延長権限を保有することで合意しております。当社子会社(NEXON Korea Corporation、Nexon America Inc.等)においても、同社と同様の契約を締結しております。

上記ライセンス契約を除き、当社グループとNXC Corporationとの間において重要な財務及び事業の方針に関する経常的な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NEXON Korea Corporation	32,000百万 韓国ウォン	100%	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発並びに主に韓国におけるPCオンラインゲーム及びモバイルゲームの配信及び出版ライセンス事業
Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.	4,100千 米ドル	100%	中国国内の配信会社に対する必要なインフラの提供及びゲーム配信に必要なコンサルティング事業
Nexon America Inc.	210 米ドル	100%	主に北米圏でのPCオンラインゲームの配信事業
NEOPLE INC.	181百万 韓国ウォン	100% (100%)	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発・配信事業
NEXON GT Co., Ltd.	17,687百万 韓国ウォン	65.1% (65.1%)	PCオンラインゲームの開発事業
Pixelberry Studios	0.1 米ドル	100% (100%)	主に北米圏でのモバイルゲームの開発・配信事業
NAT GAMES Co., Ltd.	14,426百万 韓国ウォン	56.8% (56.8%)	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発事業
Embark Studios AB	65千 スウェーデンクローナ	100% (33.3%)	ゲームの開発事業

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

③ 当連結会計年度における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、将来にわたる成長を遂げるため、以下の事項を対処すべき課題として取り組んでいく方針であります。

① 主要タイトルから創出される安定的なキャッシュフローを再投資し、当社グループのグローバル事業を成長させる

当社グループは、世界中に何億人ものファンを有し、また、世界的な大ヒット映画やゲームのシリーズと並ぶ、又はそれらを超える規模のゲームIPを複数保有しております。これまでに、サービス開始からそれぞれ18年目、17年目、16年目となる『メイプルストーリー』(MapleStory)、『カートライダー』(KartRider)、『アロード戦記』(Dungeon&Fighter)を含む業界最大規模のゲームIPを世に輩出し、大きく成長させてまいりました。これらのタイトルは、ユーザーに楽しんでいただける魅力的かつ継続的なコンテンツアップデート及び業界トップクラスのライブ運用を通じて長期に渡り成長し、安定的な売上収益を創出しております。この安定的なキャッシュフローを、主要タイトルをさらに成長させていくためのライブ運用、新しいテクノロジーの創出、新規ゲームの開発、ゲームスタジオの買収、優秀な人材の獲得に投資し、当社グループのグローバル事業を成長させてまいります。具体的には、以下4つの柱を設定し、成長戦略としてまいります。

イ. バーチャルワールド分野への注力

当社グループは業界の先駆者として、20年以上に渡り深いゲーム体験を提供する大規模仮想世界を創造し、運用することを最大の強みとしてまいりました。そして現在、世界中のゲームプレイヤーの間でこの分野のゲームに対する需要がさらに高まっております。また、この分野で面白いゲームを作り、成長させることができる会社は少なく、競争が最も少ない領域でもあります。そのため、この分野を最大のチャンスと捉えて、注力しております。

ロ. PC、コンソール及びモバイル等、あらゆるプラットフォームでのサービス提供

現在では、モバイル端末がPC同等の性能を持つようになりました。そして、ゲームプレイに使われるPCの市場規模が約数億台であったのに対して、高性能なモバイル端末を数十億の人々が持ち歩くようになりました。さらに、プラットフォーム事業を展開する企業によってゲーム事業に多額の資金投資が行われ、過去PCが中心であった頃とは比較にならないほど大規模な市場に向けて高性能なゲームプラットフォームが提供されようとしています。当社グループにとっては潜在市場が格段と大きくなり、過去と比較にならない規模の人々にリーチし、当社グループが得意とするバーチャルワールドを提供できるチャンスが到来しました。様々なプラットフォーム向けにサービスを提供し、これまで以上にこのチャンスを積極的に活かしてまいります。

八. 自社IPの活用

当社グループは、世界中に何億人ものファンを有し、また、世界的大ヒット映画やゲームのシリーズと並ぶ、又はそれらを超える規模のゲームIPを複数保有しております。何億人もの人々にたくさんの時間楽しまれ、親しまれたゲームIPは、それを活用したゲームサービスの新作版や拡張版の配信を開始した際に、その世界を再び体験したいと思うファンがその時点で既に多く存在するものであります。自社の強力なIPを活用し、長期に渡って安定的な売上収益を創出するバーチャルワールドを制作してまいります。

二. 特別に価値のある新規IPへの投資

当社グループは成長段階にあります。当社グループのグローバル事業の成長を加速させるために、特別に価値があると感じた新規IPに出会った際には、積極的に投資をしております。例えば、Embark Studios ABの買収がこれに該当いたします。

② 情報セキュリティの強化

当社グループが提供するPCオンラインゲームやモバイルゲームは、情報システムを介してゲームデータやユーザーの個人情報を取り扱うサービスであるため、外部者からの不正アクセスや不正利用等を防止するための高度な情報システム基盤や適切な内部情報管理組織を含む情報セキュリティ体制の強化が求められております。

これに対し、当社グループでは、各国共通でISMS認証を取得し、グループ内で一定のセキュリティレベルを確保しております。また、各ゲーム関連サーバに対し、24時間365日のログ監視に加え、重要データベースにおけるクエリの監視、定期的な診断等を実施し、高いセキュリティ体制を維持しております。さらに、内部情報管理組織についても、年四回の組織委員会を開催し、定期的に情報セキュリティの維持監視及び経営層への報告を実施しております。

新型コロナウイルス感染拡大の状況下において、各種ツールやシステムのクラウド化が急速に進む一方で、情報セキュリティの重要性と強化への要請は、一層強まっております。当社グループにおいても、業務環境やクラウド環境における情報セキュリティ体制の強化に重点的に注力しつつ、ユーザーの皆様安心して当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう、引き続き、情報セキュリティ体制全般の強化にも邁進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

会社名	営業所	所在地
当社	本店	東京都港区
NEXON Korea Corporation	本店	韓国京畿道城南市
Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.	本店	中国上海市
Nexon America Inc.	本店	米国カリフォルニア州
NEOPLE INC.	本店	韓国済州特別自治道
NEXON GT Co., Ltd.	本店	韓国京畿道城南市
Pixelberry Studios	本店	米国カリフォルニア州
NAT GAMES Co., Ltd.	本店	韓国ソウル市
Embark Studios AB	本店	スウェーデン スtockホルム

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,683 (138) 名	395名増 (61名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者(契約社員等)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
270 (2) 名	2名増 (1名減)	37.7歳	6.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者(契約社員等)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 898,746,469株 (自己株式7,042,667株を含む)
- ③ 株主数 5,092名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
NXC Corporation	253,262	28.4
NXMH BV	167,186	18.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	94,363	10.6
JP MORGAN CHASE BANK 380815	43,410	4.9
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006	38,433	4.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	32,220	3.6
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	11,475	1.3
徐 旻	9,715	1.1
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,108	0.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,980	0.9

(注) 持株比率は、自己株式 (7,042,667株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状態

① 取締役の状態 (2021年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	オーウェン・ マホニー	—
代 表 取 締 役	植 村 士 朗	最高財務責任者兼管理本部長 Nexon America Inc.取締役 Lexian Software Development (Shanghai) Co., Ltd.取締役 Nexon Studios, Inc.取締役
取 締 役	パトリック・ ソダーランド	Sicalis AB 取締役 Embark Studios AB Chief Executive Officer Fractal Gaming Group AB 取締役 Ortalis Group AB 取締役 Hexagon Aktiebolag 取締役 Surmount Together AB 取締役 Ortalis Holding AB 取締役 CoFounded Kapital AB 取締役
取 締 役	ケ ビ ン ・ メ イ ヤ ー	Smash Ventures Venture Partner/Partner DAZN Group Limited Chairman Forest Road Acquisition Corp. II Co-CEO, Co-Chairman of Board of Directors Tinititi, Inc. 取締役 Beachbody, LLC. 取締役 Candle Media (fka Aventine, LLC) Co-CEO, 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	李 鴻 雨	NEXON Korea Corporation取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	本 多 慧	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	国 谷 史 朗	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 武田薬品工業株式会社社外取締役 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団監事 東亜建設工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役ケビン・メイヤー氏、取締役(監査等委員)本多慧氏及び取締役(監査等委員)国谷史朗氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役ケビン・メイヤー氏、取締役(監査等委員)本多慧氏及び取締役(監査等委員)国谷史朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、内部監査室、法務部及び経理財務部等と連携して内部統制に係る体制の整備と運用の効率化を図ることで、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役である者を除く）は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これらの契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社とオーウェン・マホニー氏、植村士朗氏、パトリック・ソダーランド氏、ケビン・メイヤー氏、李鴻雨氏、本多慧氏及び国谷史朗氏は、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で当社が補償する旨の補償契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、被保険者である役員、執行役員及び管理職従業員が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害等が填補されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得る行為、犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2018年2月23日付の取締役会決議により、「取締役報酬ポリシー」を策定しております（2018年3月22日及び2021年3月25日付で一部改定）。

当社は、この「取締役報酬ポリシー」においては、以下の事項を取締役報酬の基本方針としております。

- (a)当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- (b)グローバルな視点で経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するため、グローバルな人材市場において相応の競争力があること
- (c)株主との利害関係の共有や株主重視の経営意識を高めるため、取締役報酬と会社の業績や企業価値との間に連動性があること
- (d)報酬決定プロセスにおける透明性、客観性が高いものであること

また、「取締役報酬ポリシー」の一環として、当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。

(報酬委員会の役割・活動内容と役員報酬等の額の決定権限)

報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長には独立社外取締役があたることとしております。報酬委員会の運営にあたっては、外部の客観的な視点や専門的な知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用することができるものとし、取締役報酬について提供されるその他の経営者報酬調査データ等も参考とします。

取締役報酬の水準及び構成の妥当性並びに決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額及び業績達成率については、報酬委員会の承認を経た上で、取締役会の決議により確定、決定します。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会でご承認いただいた総額限度内で、職務内容及び当社の状況等を勘案します。

個別の取締役に係る報酬総額及びその内訳については、代表取締役社長に関しては、

当該代表取締役社長と報酬委員会との間での協議を経て、その他の取締役に関しては、代表取締役社長と各取締役との間での協議を経て、報酬委員会での審議・承認の上で、取締役会の決議により決定します。ただし、監査等委員である取締役に対する具体的な支給の金額及び時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

(報酬水準の考え方)

当社グループは、ゲームを含むエンターテインメント業界におけるNo.1 グローバルカンパニーを目指して、世界中の著名な優良企業と厳しい競争を行っており、その競争には、優秀な経営人材の獲得競争も含まれます。取締役報酬水準については、主に日米におけるそのようなグローバル企業の取締役報酬水準を参考に設定します。その際、外部の報酬コンサルタント、経営者報酬調査等により提供されるデータ（報酬の絶対額、報酬形態等）も活用することとし、報酬総額及びその内訳（基本報酬、年次業績賞与及び株式報酬型ストック・オプション）において、原則として、日本企業における経営者報酬調査データにおける報酬金額の中央値を下回ることがない水準とします。

(報酬構成)

(a)業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役以外の取締役をいう。以下「業務執行取締役」という。）

業務執行取締役の報酬は、基本報酬、年次業績賞与及び株式報酬型ストック・オプションで構成されます。具体的には、①定額・固定の「基本報酬」、②事業年度ごとの会社業績に連動する「年次業績賞与」、③付与後に開催される最初、2年目、3年目の各定時株主総会の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)) に相当する経済的効果を有します)、及び④中長期的な会社業績と連動する「株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績と連動し、いわゆる業績連動型株式報酬（Performance Share (PS)）に相当する経済的効果を有します）とからなります。

この場合、取締役報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能す

ることを意識し、各業務執行取締役の報酬額の構成については、業績評価指標を100%達成した場合に、以下の関係が成立するように各報酬部分の割合を設定します。

- i. 定額・固定の報酬部分 (①) よりも、その額や価値が業績又は株価に連動する報酬部分の基準金額 (②+③+④) の方が多くなる。[①<(②+③+④)]
- ii. 年次業績賞与の基準金額 (②) よりも、株式報酬型ストック・オプションの基準金額 (③+④) の方が多くなる。[②<(③+④)]
- iii. 期間ベースの株式報酬型ストック・オプションの基準金額 (③) よりも、業績連動ベースの株式報酬型ストック・オプションの基準金額 (④) の方が多くなる。[③<④]

さらにこれらに加えて、代表取締役社長の報酬については、「基本報酬」 ≤ 「年次業績賞与 (基準金額)」 ≤ 「株式報酬型ストック・オプション (基準金額)」 というような割合を設定します。[① ≤ ② ≤ (③+④)]

①基本報酬	②年次業績賞与	③株式報酬型 ストック・オプション (期間ベース)	④株式報酬型 ストック・オプション (業績連動ベース)
金銭報酬		株式報酬 (株式報酬代替ストック・オプション)	
定額・固定報酬	業績・株価連動報酬		

各報酬の支払時期については、以下のとおりとします。

- ①基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。
- ②年次業績賞与：各年次の業績評価指標の達成率の確定後に支給する。
- ③株式報酬型ストック・オプション (期間ベース)：3年ごとに三事業年度分を一括して付与するものとし、付与年に開催される定時株主総会后、速やかに付与する。
- ④株式報酬型ストック・オプション (業績連動ベース)：3年の業績評価期間を設定し、当該三事業年度分を一括して、当該業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会后、速やかに付与する。

(b)業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く取締役をいう。以下「業務執行取締役以外の取締役」という。）

業務執行取締役以外の取締役の報酬は、原則として、①定額・固定の「基本報酬」と③付与後に開催される最初、2年目、3年目の各定時株主総会の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)) に相当する経済的効果を有します）とから構成されます。これは、業務執行取締役以外の取締役に対しても会社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与するという観点も踏まえつつ、業務執行取締役以外の取締役（特に社外取締役）には、業務執行取締役による業務執行の監督についても期待されるところ、これらの業務執行取締役以外の取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

ただし、各業務執行取締役以外の取締役の報酬額の構成は、インセンティブ報酬である株式報酬が金銭報酬と比較して過大にならないように、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」の基準金額が「基本報酬」を上回らないように設定します。
[①≥③]

①基本報酬	③株式報酬型 ストック・オプション (期間ベース)
金銭報酬	株式報酬 (株式報酬代替ストック・オプション)
定額・固定報酬	株価連動報酬

各報酬の支払時期については、以下のとおりとします。

①基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。

③株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）：3年ごとに三事業年度分を一括して付与するものとし、付与年に開催される定時株主総会后、速やかに付与する。

(c)監査等委員である取締役（社外取締役を含む。以下「監査等委員である取締役」という。）

監査等委員である取締役の報酬は、原則として、①定額・固定の「基本報酬」と③付与後に最初に開催される定時株主総会の終了後に行使可能となる「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」（取締役の報酬等として発行され、その行使に際して金銭の払込みを要しない新株予約権であり、会社業績に連動せず、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)) に相当する経済的効果を有します）とから構成されます。これは、監査等委員である取締役に対しても会社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与するという観点も踏まえつつ、監査等委員である取締役には、業務執行取締役による業務執行の監督についても期待されるところ、これらの監査等委員である取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

ただし、各監査等委員である取締役の報酬額の構成は、インセンティブ報酬である株式報酬が金銭報酬と比較して過大にならないように、「株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）」の基準金額が「基本報酬」を上回らないように設定します。〔① ≧ ③〕

①基本報酬	③株式報酬型 ストック・オプション (期間ベース)
金銭報酬	株式報酬 (株式報酬代替ストック・オプション)
定額・固定報酬	株価連動報酬

各報酬の支払時期については、以下のとおりとします。

- ①基本報酬：決定された年額の基本報酬を12等分して毎月支給する。
- ③株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）：毎年、定時株主総会后、速やかに付与する。

(各報酬等の内容)

(a)定額・固定報酬

取締役の報酬のうち、定額・固定報酬部分については、以下のとおりとします。

①基本報酬

各取締役の役位や各取締役が担う役割・責務等に応じて、各取締役についてその年額を決定します。

(b)業績・株価連動報酬

取締役の報酬のうち、会社業績又は株価と連動する報酬部分については、以下のとおりとします。

②年次業績賞与

上記①で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、上記報酬構成で定められた割合を考慮した上で、各業務執行取締役についてその基準金額を決定します。この基準金額と次に述べる業績目標達成率を考慮して年次業績賞与の額を決定します。

業績目標達成率の算出に当たっては、客観性、透明性のある指標である当社グループの連結売上収益と連結営業利益のそれぞれについて、50%ずつのウエイトで評価することとします。期初に設定する内部目標数値に対する業績達成率により、年次業績賞与報酬部分は、年次業績賞与の基準金額の0%から150%の幅で変動します（業績評価指標を100%達成した場合、100%）。なお、業績連動賞与金額の決定のための連結売上収益及び連結営業利益の実績値の算出に当たっては、当該事業年度中において生じるM&Aやのれんの減損による一時的な影響を排除します。

当事業年度における業績連動賞与に係る指標の目標及び実績については以下のとおりです。

業績評価指標	評価割合	評価係数変動幅	目標	実績	評価係数
連結売上収益	50%	0%～150%	307,671百万円	274,462百万円	89.2%
連結営業利益	50%	0%～150%	100,457百万円	93,594百万円	93.2%

(注) 目標達成時に支給する「基準金額」は、職責等に応じて設定（報酬ベンチマーク企業群の動向を考慮）

③株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）

（2018年3月27日付で割り当てられた新株予約権）

この株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）は、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)）に相当します。業務執行取締役に対しては、付与年に開催される定時株主総会の後速やかに三事業年度分の新株予約権を一括して付与します。監査等委員である取締役に対しては、割当を行っておりません。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権の数については、上記①で決定される基本報酬を踏まえ、各取締役について株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）の基準金額を決定し、当該基準金額を、付与決議日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる株数をさらに1,000で除して得られる数（小数点以下は切り上げ）とします。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権の主な内容は以下のとおりです。

i 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個につき当社普通株式1,000株（2018年4月1日付の株式分割による調整後は、新株予約権1個につき当社普通株式2,000株）

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数

の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

ii 新株予約権の払込金額

0円

iii 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個につき1円

iv 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日まで

v 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者が、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

また、当該新株予約権は、付与後に開催される最初、2年目、3年目の各定時株主総会の終了時に、取締役の地位にいることを条件に、それぞれ3分の1ずつ権利確定し、その行使が可能となるものとします。

vi 新株予約権の行使期限

定時株主総会の終結により新株予約権の個数が権利確定した後、その翌年の3月15日まで当該新株予約権を行使することができます。

(2021年3月25日付で割り当てられた新株予約権)

この株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）は、いわゆる譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock (RS) やそのユニット形式であるRestricted Stock Unit (RSU)）に相当します。業務執行取締役及び業務執行取締役以外の取締役に対しては、付与年に開催される定時株主総会の後速やかに三事業年度分の新株予約権を一括して付与します。監査等委員である取締役に対しては、毎年、定時株主総会后速やかに一事業年度分の新株予約権を付与します。この株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）からなる報酬部分については、会社業績とは連動せず、在任期間と株価にのみ連動することとなります。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権の

数については、上記①で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、上記報酬構成で定められた割合を考慮した上で、各取締役について株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）の基準金額を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）とします。

株式報酬型ストック・オプション（期間ベース）として付与される新株予約権の主な内容は以下のとおりです。

i 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

ii 新株予約権の払込金額

0 円

iii 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

0 円

iv 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日まで

v 新株予約権の主な行使条件

この新株予約権は、会社法第361条第1項第4号に基づき取締役の報酬等として付与されるものであるため、当該定めに係る取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができません。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者が、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある

場合に限り、新株予約権を行使することができます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する当該新株予約権については、付与後に開催される最初、2年目、3年目の各定時株主総会の終結時に、取締役の地位にいることを条件に、それぞれ3分の1ずつ権利確定し、その行使が可能となるものとします。監査等委員である取締役に対する当該新株予約権については、付与の翌年に開催される定時株主総会の終結時に取締役の地位にいることを条件に、全部が権利確定し、その行使が可能となるものとします。

vi 新株予約権の行使期限

定時株主総会の終結により新株予約権の個数が権利確定した後、その翌年の3月15日まで当該新株予約権を行使することができます。

④株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）

（2018年3月27日付で割り当てられた新株予約権）

いわゆる業績連動型株式報酬（Performance Share（PS））に相当するこのストック・オプションについては、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、同業他社との相対的な株価の動向比較や複数年の内部経営計画に掲げる連結業績達成率に連動して、付与後一定の業績評価期間の経過後に権利確定し、行使可能となるものです。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）としての新株予約権については、業務執行取締役に対してのみ、定時株主総会の後速やかに三事業年度分を一括して付与します。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与される新株予約権の数（基準個数）については、上記①で決定される基本報酬を踏まえ、各業務執行取締役について株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の基準金額（200％程度の業績評価指標達成を前提としたもの）を決定し、当該基準金額を、付与決議日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる個数をさらに1,000で除して得られる数（小数点以下は切り上げ）とします。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与される新株予約権の主な内容は以下のとおりです。

i 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき当社普通株式1,000株（2018年4月1日付の株式分割による調整後は、新株予約権 1 個につき当社普通株式2,000株）

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

ii 新株予約権の払込金額

0円

iii 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たり 1 円

iv 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日まで

v 新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者が、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）については、業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会後速やかに、200%程度の業績評価指標達成を前提として予め新株予約権を付与します。業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）報酬部分の変動幅は、0%から200%程度までとします（業績評価指標を100%達成した場合、100%）。しかし、実際に権利が確定し、行使が可能となるのは、実際に業績達成率に応じ

て評価、確定、決定された部分に限られます。

具体的には、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標（例：相対的トータル・シェアホルダー・リターン（Total Shareholder Return (TSR)）（注1））及び②財務ベースの指標（連結営業利益（注2））を選定し、原則として、①株価ベースの指標について60%、②財務ベースの指標について合計で40%のウエイトで評価することとします。

（注1）相対的TSRについては、比較対象企業として、Electronic Arts社、Activision/Blizzard社、Take-Two Interactive社、任天堂株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングスを選定し、当社におけるある定時株主総会の日から3年後の定時株主総会の日までの、比較対象企業及び当社のTSR値（配当及び株価変動によりパーセント表示）の平均値と当社のTSR値とを比較することにより評価を行います。

当社が、業績評価指標の一部として相対的TSRを使用するのは、当社の持続的な成長だけでなく、市場環境・競争環境を加味して評価を行うことが重要と考えるためです。

（注2）連結営業利益については、内部経営計画に掲げる3年目の事業年度（株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の付与日が属する事業年度の翌々事業年度）の連結営業利益の業績達成率に基づき評価を行います。

<留意事項>

業績評価指標達成率によって、業績連動報酬の費用の戻入れ（連結営業利益の増加）や業績連動報酬の費用の追加繰入れ（連結営業利益の減少）が業績評価期間の最終年度に発生しますが、この戻入金額又は追加繰入金額については、業績評価指標達成率の計算にあたり、これを算入しないこととします。

2018年度から2020年度までの三事業年度において、業績連動報酬の対象となる新株予約権の確定個数の算出は、以下のとおりとします。

基準個数×確定割合＝確定個数（掛算の結果、1個未満の生じた端数については、これを切り捨てます）

確定割合

以下aとbの合計値とします。

a.2020年12月期の連結営業利益に係る業績連動係数（注1）×40%

b.相対的TSRに係る業績連動係数（注2）×60%

(注) 1.財務ベースに係る業績連動係数については、連結営業利益に係る業績連動係数で40%となるように設定されます。

連結営業利益に係る業績連動係数

目標達成率：(連結営業利益－目標営業利益（下記I）) / 目標営業利益 × 100(%)

目標達成率50%以上：業績連動係数＝100(%)

目標達成率△50%未満～50%未満：業績連動係数＝(目標達成率+50)(%)

目標達成率△50%以上：業績連動係数＝0(%)

I. 目標営業利益

業績連動係数の算定上使用する目標営業利益は、2020年12月期の連結営業利益を指標とします。(目標については、現時点では中長期的な業績予想を公表しておらず、非公表であります。)

2. 相対的TSRの評価期間における当社TSR（下記II）と、比較対象企業（下記III）及び当社のTSR（下記II）の平均値との乖離率

乖離率50%以上：業績連動係数＝100(%)

乖離率△50%以下～50%未満：業績連動係数＝(当社TSR－比較対象企業TSR平均値) + 50(%)

乖離率△50%超過：業績連動係数＝0(%)

II. TSR (Total Shareholder Return) = ((評価終了時の株価－評価開始時の株価) + 評価期間中の1株当たり配当金額) / 評価開始時の株価

III. 比較対象企業として、Electronic Arts社、Activision/Blizzard社、

Take-Two Interactive社、任天堂株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングスを選定しています。

相対的TSRの評価期間は、第16回定時株主総会の開催日（2018年3月27日）から2021年3月25日に開催した第19回定時株主総会の日までとします。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動型）としての新株予約権に対する権利が確定するためには、業績条件の達成に加えて、割当の3年後に開催される定時株主総会終結の時点（2021年3月25日）まで業務執行取締役の地位に在ることを要します。株式報酬型ストック・オプション（業績連動型）としての新株予約権に対する権利が確定する前に取締役の職から離れる場合、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する当該未確定部分の権利は失われるものとします。

vi 新株予約権の行使期限

上記vに基づき新株予約権の個数が権利確定した後、その翌年の3月15日まで当該新株予約権を行使することができます

（2021年3月25日付で割り当てられた新株予約権）

いわゆる業績連動型株式報酬（Performance Share（PS））に相当するこのストック・オプションについては、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、同業他社との相対的な株価の動向比較や複数年の内部経営計画に掲げる連結業績達成率に連動して、付与後一定の業績評価期間の経過後に権利確定し、行使可能となるものです。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与される新株予約権の数（基準個数）については、上記①で決定される基本報酬を踏まえ、それと同時に、報酬構成で定められた割合を考慮した上で、各業務執行取締役について株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の基準金額（200%程度の業績評価指標達成を前提としたもの）を決定し、当該基準金額を、付与決議日の前日（その日が取引日ではない場合、その直近の取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値により除して得られる数（小数点以下は切り捨て）としま

す。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）として付与される新株予約権の主な内容は以下のとおりです。

i 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株

当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとします。

ii 新株予約権の払込金額

0 円

iii 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

0 円

iv 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日まで

v 新株予約権の主な行使条件

この新株予約権は、会社法第361条第1項第4号に基づき取締役の報酬等として付与されるものであるため、当該定めに係る取締役（取締役であった者を含む）以外の者は、当該新株予約権を行使することができません。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとします。ただし、取締役であった者が、退任、退職若しくは解任（懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合に限り、新株予約権を行使することができます。

株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）については、業績評価期間内に最初に開催される定時株主総会后速やかに、200%程度の業績評価指標達成を前提として予め新株予約権を付与します。業績達成率に応じた、株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）報酬部分の変動幅は、0%か

ら200%程度までとします（業績評価指標を100%達成した場合、100%）。しかし、実際に権利が確定し、行使が可能となるのは、実際に業績達成率に応じて評価、確定、決定された部分に限られます。

具体的には、客観性、透明性のある指標として、①株価ベースの指標（例：相対的トータル・シェアホルダー・リターン（Total Shareholder Return (TSR)）（注1））及び②財務ベースの指標（例：連結営業利益及び特定の報告セグメント（報告セグメントのうち、職位及び担当事業に応じて、業務執行取締役ごとにその適切な業績評価指標として選定されるものをいう。以下同じ。）における売上収益、営業利益、EBITDA等（注2））を選定し、原則として、①株価ベースの指標について60%、②財務ベースの指標について合計で40%のウエイトで評価することとします。なお、使用する業績評価指標及びそれぞれの割合は、各取締役の役割、責務等並びに当社の事業環境の変化や経営計画の見直し等に応じて、適宜、変更することとします。

（注1）相対的TSRについては、比較対象企業として、Electronic Arts社、Activision/Blizzard社、Take-Two Interactive社、任天堂株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングスを選定し、当社におけるある定時株主総会の日から3年後の定時株主総会の日までの、比較対象企業のTSR値（配当及び株価変動によりパーセント表示）の平均値と当社のTSR値とを比較することにより評価を行います。

当社が、業績評価指標の一部として相対的TSRを使用するのは、当社の持続的な成長だけでなく、市場環境・競争環境を加味して評価を行うことが重要と考えるためです。

（注2）連結営業利益及び特定の報告セグメントにおける売上収益、営業利益、EBITDA等については、内部経営計画に掲げる3年目の事業年度（株式報酬型ストック・オプション（業績連動ベース）の付与日が属する事業年度の翌々事業年度）の連結営業利益及び特定の報告セグメントにおける売上収益、営業利益、EBITDA等の業績達成率に基づき評価を行います。

<留意事項>

業績評価指標達成率によって、業績連動報酬の費用の戻入れ（連結営業利益の増加）や業績連動報酬の費用の追加繰入れ（連結営業利益の減少）が業績評価期間の最終年度に発生しますが、この戻入金額又は追加繰入金額については、業績評価指

標達成率の計算にあたり、これを算入しないこととします。

2021年度から2023年度までの三事業年度において、業績連動報酬の対象となる新株予約権の確定個数の算出は、以下のとおりとします。

合計確定個数＝確定個数(1)＋確定個数(2)

基準個数(1)×確定割合(1)＝確定個数(1) (掛算の結果、1個未満の生じた端数については、これを切り捨てます)

確定割合(1)

以下aとbの合計値とします。

a.2023年12月期の連結営業利益に係る業績連動係数(注1)×40%

b.相対的TSRに係る業績連動係数(注2)×60%

(注1) 財務ベースに係る業績連動係数については、連結営業利益に係る業績連動係数で40%となるように設定されます。

連結営業利益に係る業績連動係数

目標達成率： $(\text{連結営業利益} - \text{目標営業利益 (下記I)}) / \text{目標営業利益} \times 100(\%)$

目標達成率50%以上：業績連動係数＝100(%)

目標達成率△50%未満～50%未満：業績連動係数＝ $(\text{目標達成率} + 50)(\%)$

目標達成率△50%以上：業績連動係数＝0(%)

I. 目標営業利益

業績連動係数の算定上使用する目標営業利益は、2023年12月期の連結営業利益を指標とします。(目標については、現時点では中長期的な業績予想を公表しておらず、非公表であります。)

(注2) 相対的TSRの評価期間における当社TSR(下記II)と、比較対象企業(下記III)のTSR(下記II)の平均値との乖離率

乖離率50%以上：業績連動係数＝100(%)

乖離率△50%以下～50%未満：業績連動係数 = (当社TSR－比較対象企業TSR平均値) + 50(%)

乖離率△50%超過：業績連動係数 = 0 (%)

Ⅱ. TSR (Total Shareholder Return) = ((評価終了時の株価－評価開始時の株価) + 評価期間中の1株当たり配当金額) / 評価開始時の株価

Ⅲ. 比較対象企業として、Electronic Arts社、Activision/Blizzard社、Take-Two Interactive社、任天堂株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングスを選定しています。

相対的TSRの評価期間は、第19回定時株主総会の開催日(2021年3月25日)から2024年に開催予定の定時株主総会の日までとします。

基準個数(2)×確定割合(2)=確定個数(2) (掛算の結果、1個未満の生じた端数については、これを切り捨てます)

確定割合(2)

以下aとbの合計値とします。

a.2022年12月期の欧米市場EBITDA (注) に係る業績達成度合いにより、最大40%

b.2023年12月期の欧米市場EBITDA (注) に係る業績達成度合いにより、最大60%

(注) 特定の報告セグメントにおける業績連動評価指標として、2021年1月1日から2023年12月31日まで、欧米市場EBITDA (欧州及び北米に本社所在地を有する当社連結子会社のIFRSに基づく連結上の営業利益に、当該営業利益に含まれる下記損益の調整を加えた数値をいう。以下同じ。)を採用しています。

欧米市場EBITDAの算定式は、以下のとおりです。

「欧米市場EBITDA = 営業利益 + 調整 (減価償却費及び償却費 + 株式報酬費用 - その他の収益 + その他の費用)」

欧米市場EBITDAでは、2022年12月期 (すなわち2021年1月1日から2023年12月31日までの三事業年度のうち、2年目の事業年度)において、欧米市場EBITDAに係る業績連動対象の新株予約権のうち最大40%が、2023年12月期 (すなわち2021

年1月1日から2023年12月31日までの三事業年度のうち、3年目の事業年度)において、欧米市場EBITDAに係る業績連動対象の新株予約権のうち最大60%が、それぞれの目標達成率に応じて、それぞれ権利確定するものとします。(目標については、現時点では業績予想を公表しておらず、非公表であります。)

株式報酬型ストック・オプション(業績連動型)としての新株予約権に対する権利が確定するためには、業績条件の達成に加えて、割当の3年後(2024年)(ただし、上記「確定割合(2)a」に係る部分については、割当の2年後(2023年))に開催される定時株主総会終結の時点まで業務執行取締役の地位にいることを要します。株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する権利が確定する前に取締役の職から離れる場合、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に対する当該未確定部分の権利は失われるものとしますが、任期満了により退任する場合その他取締役会において別途定める事由に該当する場合は、在任期間や業績達成率を加味して定める数の新株予約権を行使できるものとします。

vi 新株予約権の行使期限

上記vに基づき新株予約権の個数が権利確定した後、その翌年の3月15日まで当該新株予約権を行使することができます。

なお、2018年2月23日の取締役会決議に基づく「取締役報酬ポリシー」(2018年3月22日付で一部改定)に従い、2018年3月27日付の取締役会決議により割り当てられ、当事業年度内に権利が確定した業績条件付株式報酬型ストック・オプションに係る指標の目標及び実績については、以下のとおりです。

a. 2020年12月期の連結営業利益に係る業績連動係数

評価割合	業績連動係数幅	連結営業利益 (目標)	連結営業利益 (実績)	業績連動係数	確定割合
40%	0%~100%	101,790百万円	111,450百万円	59.5%	23.8%

b. 相対的TSRに係る業績連動係数

評価割合	業績連動係数幅	TSR平均値 (目標)	TSR平均値 (実績)	業績連動係数	確定割合
60%	0%~100%	64.0%	91.5%	77.5%	46.5%

(当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等に関しては、報酬委員会において以下のとおり審議いたしました。

- ・ 2020年12月15日：2021年度以降の役員報酬について
- ・ 2021年1月18日：2021年度以降の役員報酬について
- ・ 2021年1月25日：2021年度以降の役員報酬について
- ・ 2021年2月4日：2021年度以降の役員報酬について
- ・ 2021年3月25日：2021年度の業績連動賞与の算定に係る指標について
- ・ 2022年2月9日：2021年度の業績連動賞与金額の算出について

(以上の他に、電子メールによる意見交換を随時実施しました)

当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会において上記審議を経て承認されたものであり、かつ、取締役会において決定方針との整合性を確認の上で承認されたものであることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		固定報酬	業績連動報酬等		株価連動報酬	
		基本報酬	年次業績 賞与	株式報酬型 ストック・ オプション (業績連動ベース)	株式報酬型 ストック・ オプション (期間ベース)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	1,423 (18)	137 (9)	159 (-)	950 (-)	177 (9)	4 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	29 (29)	24 (24)	- (-)	- (-)	5 (5)	2 (2)
合計 (うち社外役員)	1,452 (47)	161 (33)	159 (-)	950 (-)	182 (14)	6 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名(うち社外取締役1名)、取締役(監査等委員である取締役)3名(うち社外取締役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年3月25日開催の第18回定時株主総会をもって取締役(監査等委員)に就任した1名について、無報酬であるため含めていないことによるものです。
2. 取締役の報酬等の額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2021年3月25日開催の第19回定時株主総会において、固定報酬額として一事業年度当たり600百万円以内(うち、社外取締役分については100百万円以内)、業績連動賞与額として一事業年度当たり1,000百万円以内(社外取締役については対象外)と決議いただいております。これらの取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の報酬には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含まないものとされており。また、別枠で、2021年3月25日開催の第19回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額(期間ベース)(三事業年度分)として800百万円以内・同定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は280,000個以内(うち、社外取締役分として100百万円以内・40,000個以内)及び株式報酬型ストック・オプション報酬額(業績連動ベース)(三事業年度分)として6,500百万円以内・同定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は2,200,000個以内(社外取締役については対象外)と決議いただいております。第19回定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の員数は3名、社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は1名であります。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年3月27日開催の第16回定時株主総会において、一事業年度当たり100百万円以内(うち、社外取締役分は50百万円以内)と決議いただいております。また、別枠で、2021年3月25日開催の第19回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額(期間ベース)として一事業年度当たり100百万円以内・各事業年度に係る定時

株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数は40,000個以内（うち、社外取締役分として50百万円以内・20,000個）と決議いただいております。第16回及び第19回定時株主総会最終時点の監査等委員である取締役の員数はそれぞれ3名であります。

5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 ・ストック・オプションによる報酬額1,127百万円

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
 該当事項はありません。

ニ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
 該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	ケビン・メイヤー	Smash Ventures Venture Partner/Partner DAZN Group Limited Chairman Forest Road Acquisition Corp. II Co-CEO, Co-Chairman of Board of Directors Tinititi, Inc. 取締役 BeachBody, LLC. 取締役 Candle Media (fka Aventine, LLC) Co-CEO, 取締役
取 締 役 (監査等委員)	本 多 慧	—
	国 谷 史 朗	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 武田薬品工業株式会社社外取締役 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団監事 東亜建設工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 上記法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
 2. ケビン・メイヤー氏、本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずる者ではありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 ケビン・メイヤー	2021年3月の就任後に開催された取締役会8回のうち4回に出席いたしました。必要に応じ、エンターテインメント業界における戦略及び経営企画のトップとしての豊富な経験実績と幅広い知見から、議案・審議全般について発言を行い、かつ当社の事業拡大に寄与するとともに当社の経営を監督していただいております。なお、スケジュールの都合上、遺憾ながら取締役会への出席回数が若干少なくなりましたが、取締役会外において毎週のように代表取締役社長と活発な議論を行うなど、当社の経営について豊富なアドバイスを提供していただいております。
取締役（監査等委員） 本 多 慧	当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会6回の全てに出席いたしました。必要に応じ、ゲーム業界における経営者としての知見及び豊富な経験から、議案・審議全般について発言を行い、かつ当社の経営の監督及び監査を行っていただいております。
取締役（監査等委員） 国 谷 史 朗	当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会6回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行い、かつコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの強化に貢献していただいております。

ハ. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	215百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の連結子会社であるNEXON Korea Corporation他10社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているPricewaterhouseCoopersの監査業務、非監査業務を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該監査報酬等を含めております。

③ 非監査業務の内容

当社の連結子会社であるNEXON Korea Corporation、Nexon US Holding Inc.及びNexon America Inc.等は、主に税務関連業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、会社法第340条第1項各号の定める項目に該当し、かつ適当と認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後、最初に招集される株主総会におきまして、会計

監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等につきまして取締役会の決議により定める旨を定款で規定しております。

当社は、株主への利益の還元が重要な経営課題であると認識し、株主資本の状況、経営実績、収益見通し等を慎重に検討した上で、業績の進展状況に応じて、利益配当・自己株式取得等を通じて株主に対し利益還元を行う方針であります。内部留保資金の用途につきましては、経営基盤の強化と今後の事業領域の充実を目的とした既存事業の拡充や新規事業の展開、M&A又はゲーム配信権の取得等、将来の成長に向けた積極的な事業展開を図るための有効投資と株主への利益の還元とのバランスを考慮し実行してまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、2021年12月期通期連結業績や財務状況等を総合的に勘案し、1株につき5.0円の配当を2022年2月17日開催の当社取締役会にて決議いたしました。

連結財政状態計算書

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	593,717	流 動 負 債	53,325
現金及び現金同等物	365,239	仕入債務及びその他の債務	9,354
営業債権及びその他の債権	17,577	繰 延 収 益	11,030
その他の預金	169,689	未 払 法 人 所 得 税	16,599
その他の金融資産	29,140	リ ー ス 負 債	3,045
その他の流動資産	12,072	引 当 金	5,787
非 流 動 資 産	392,915	その他の流動負債	7,510
有形固定資産	24,448	非 流 動 負 債	87,414
の れ	38,938	繰 延 収 益	14,354
無 形 資 産	17,703	リ ー ス 負 債	12,282
使用権資産	10,985	その他の金融負債	1,803
持分法で会計処理している投資	58,933	引 当 金	323
その他の金融資産	202,588	その他の非流動負債	4,687
その他の非流動資産	1,106	繰 延 税 金 負 債	53,965
繰延税金資産	38,214	負 債 合 計	140,739
		(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	836,668
		資 本 金	34,255
		資 本 剰 余 金	14,961
		自 己 株 式	△17,863
		その他の資本の構成要素	92,747
		利 益 剰 余 金	712,568
		非 支 配 持 分	9,225
		資 本 合 計	845,893
資 産 合 計	986,632	負 債 及 び 資 本 合 計	986,632

連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	274,462
売 上 原 価	△72,121
売 上 総 利 益	202,341
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△108,490
そ の 他 の 収 益	805
そ の 他 の 費 用	△3,115
営 業 利 益	91,541
金 融 収 益	47,874
金 融 費 用	△1,355
再 評 価 に よ る 損 失	△1,589
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△999
税 引 前 当 期 利 益	135,472
法 人 所 得 税 費 用	△22,406
当 期 利 益	113,066
(当 期 利 益 の 帰 属)	
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属	114,888
非 支 配 持 分 に 帰 属	△1,822
当 期 利 益	113,066

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	144,774	流動負債	4,376
現金及び預金	143,334	買掛金	324
売掛金	806	未払金	745
未収入金	456	未払費用	283
前払費用	80	未払法人税等	2,107
その他	98	未払消費税等	150
固定資産	44,903	預り金	18
有形固定資産	5	賞与引当金	177
建物	163	前受収益	399
建物附属設備	84	その他	173
工具、器具及び備品	86	固定負債	468
減損損失累計額	△305	長期前受収益	125
減価償却累計額	△23	退職給付引当金	176
投資その他の資産	44,898	資産除去債務	167
投資有価証券	1,142	負債合計	4,844
関係会社株式	33,451	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	26,287	株主資本	174,099
その他	10,509	資本金	34,167
貸倒引当金	△26,491	資本剰余金	33,417
		資本準備金	33,417
		利益剰余金	122,547
		利益準備金	217
		その他利益剰余金	122,330
		繰越利益剰余金	122,330
		自己株式	△16,032
		評価・換算差額等	△15
		その他有価証券評価差額金	△15
		新株予約権	10,749
		純資産合計	184,833
資産合計	189,677	負債純資産合計	189,677

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
ゲ ー ム 売 上	5,025	
そ の 他	873	5,898
売 上 原 価		3,040
売 上 総 利 益		2,858
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,269
営 業 外 収 益		8,411
営 業 外 収 益		
受 取 替 取 配 の 利 息 差 当 他	238	
受 取 替 取 配 の 利 息 差 当 他	6,565	
受 取 替 取 配 の 利 息 差 当 他	87,397	
受 取 替 取 配 の 利 息 差 当 他	74	94,274
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	83	
自 己 株 式 取 得 費	2	
暗 号 資 産 評 価 損 他	1,589	
暗 号 資 産 評 価 損 他	26	1,700
特 別 常 利 益		84,163
特 別 常 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	977	
新 株 予 約 権 戻 入 益	30	1,007
特 別 損 失		
特 別 損 失		
減 損 損 失	78	78
税 引 前 当 期 純 利 益		85,092
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,425	6,425
当 期 純 利 益		78,667

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクソンの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ネクソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクソンの2021年1月1日から2021年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年1月19日の取締役会において、会社の持分法適用関連会社であるSix Waves Inc.の保有株式の全てを譲渡することについて決議し、2022年1月31日付で当該株式譲渡を完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年2月8日開催の取締役会において、連結子会社であるNEXON Korea Corporationの取締役会が同日に決議した同社の剰余金の配当について、承認の決議をした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

株式会社ネクソン 監査等委員会

監査等委員 李 鴻雨 (印)

監査等委員 本多 慧 (印)

監査等委員 国谷 史朗 (印)

(注) 監査等委員本多慧及び国谷史朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木一丁目4番5号 アークヒルズサウスタワー5階
株式会社ネクソン株主総会会場
TEL 03-6629-5318

※会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



- 交通 地下鉄 南北線 六本木一丁目駅 (直結)
中央改札又は北改札を出て、左手方向に進んだ先のエスカレーターで2階まで上がると会場ビルの正面口に出ます (スターボックスが目印です)。
※駐車場の数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
※駐車場ご利用の料金はご自身で負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。